

谷町年金勉強会のご案内 第3回

テーマ

「新しいガイドライン」のもとでの
障害年金診断書の書き方と留意点

日時

平成28年9月17日（土） 13時～16時15分
12時30分受付開始

定員

100名（できるだけ事前にお申し込み下さい。）

場所

薬業年金会館

大阪市中央区谷町6-5-4

地下鉄谷町線 谷町6丁目駅 4番出口すぐ

Tel 06-6768-4451



めったに聞けない認定医の話！

講師 金澤彰（かなざわあきら）先生

昭和12年生まれ、現在78歳、昭和38年4月に医師免許を取得、精神科医として働いてきました。昭和50年4月、愛媛大学医学部設置に伴い精神科に赴任し、昭和51年から障害年金の認定審査に携わっています。今年で40年になります。

知的障害や精神障害の人たちの所得保障、社会参加の援助のために、障害年金を役立てたいと考え、これまでに3回、障害年金の解説書を出版しました。最新のものは中央法規出版の『障害年金請求 援助・実践マニュアル』です。私は「第3編診断書の書き方と診断書の見本」の部分を執筆しています。

対象

年金事務所、国家公務員・地方公務員・郵便局等及び私立学校等へ勤務され年金の仕事に従事している方及びその職員、社会保険労務士、その他年金に関心がある方

主催

谷町年金勉強会

住所：〒 542-0012大阪市中央区谷町7-2-2-402（西川年金相談オフィス内）

電話： 090-1229-1133又は06-6764-0013

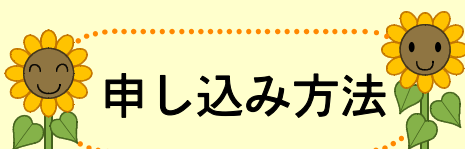
後援

精神障害年金研究会（代表高橋 芳樹） ピープル社労士事務所（高井 隆）
西川年金相談オフィス（西川好和）

参加費

4000円（参加費・資料代計 3000円 会場費 1000円）

金澤先生の講演の後は、精神障害年金研究会代表の高橋芳樹さんに、9月から実施されるガイドラインの内容について補足の報告をお願いしています。合わせてお聞いただけで幸いです。（主催者 谷町年金勉強会 西川）



申し込み方法

はがき 主催者あてにはがきでお申し込みください。

メールの場合は下記の精神障害年金研究会高橋までお願いします。

t_yosiki_0424@yahoo.co.jp（注：_はアンダーバーです。）

谷町年金勉強会第3回 平成28年9月17日講演要旨

※ これは現時点で作られた仮の講演要旨です。細かい内容は異なることがあるかも知れません。あらかじめご了承くださいませようお願いします。

第1 基調講演 1時間30分予定 (質疑応答時間は別) 「新しいガイドライン」のもとでの障害年金診断書の書き方と留意点 愛媛盛況病院 医師 金澤 彰

知的障害・精神障害の方々が障害年金を請求するのは、年金を受給することが目的ではありません。その年金を、自らの生活を生きがいのあるものにするための役に立てる視点が大切です。

1. 障害年金を受給して、どのような生活設計を描くのか

疾患・障害による生活上の支障が異なることを理解する

- (1) ①統合失調症：陽性症状と陰性症状。生活に及ぼす影響
②躁うつ病：感情の障害，周期性
③器質性精神病：高次脳機能障害を含む
④知的障害：どの知能検査を実施するか
⑤発達障害：社会生活に適応するという目標を見失わない
⑥てんかん：てんかん発作のみでなく，てんかん精神病を注意
- (2) 障害年金の対象になった時期と現在の，わが国の精神医学の状況，診断の基準
①50年前は推定される原因，症状，経過等から診断
②現在はDSM，ICD等の操作型診断基準で診断・その問題点
③障害年金の診断は推定される原因から出発

2. 障害者の生活をどのように受けとめるか

- (1) 経済的保障，生き甲斐，家族関係
- (2) 精神科医は一生の付き合い
- (3) ある社労士の訪問

3. 認定の現場での困難

- (1) うつ病の「判断」
神経症性うつ状態は年金受給の対象ではない
- (2) 発達障害の障害年金請求は慎重に
障害を持つ個人は請求せず，家族が請求する場合
- (3) 精神医療は，ほとんど解明されていない分野である
精神の障害に対するわが国の障害年金制度は未熟である

4. 新しいガイドラインの評価と留意点

- (1) 認定の際に何を見ているか

- (2) ガイドラインでどのように変化するだろうか
- (3) 認定業務の東京一元化
- (4) その他

第2 補足講演 約1時間予定（質疑応答時間は別） ガイドライン実施後の留意点について

障害年金研究会代表 高橋芳樹

持ち時間が短いので、ざわりだけになると思います。金澤先生のお話を踏まえて、ガイドライン実施に至るタイムスケジュール、新たな制度のもとでの問題点、今後の請求手続きで気をつけることなど具体的な対応について触れておきたいと考えています。

1. ガイドライン作成に至る経過と内容の問題点

- (1) ガイドラインの目的 格差是正と障害認定の厳格化
- (2) ガイドライン（マトリックス）の問題点
- (3) 医師向け診断書作成要領
- (4) 本人照会
- (5) 「障害年金センター」（仮称）による障害認定の中央集権化
- (6) 認定医の権限の縮小と、事務職員の権限強化

2. 実施後の留意点 これまでの受給者（認定がきびしかった府県）

- (1) 裁定請求時に不支給となったケース 事後重症による再度の請求
- (2) 級落ちとなったケース 等級改定請求

3. 実施後の留意点 新規で裁定請求をおこなう場合

- (1) 診断書を書くときの留意点
- (2) 障害状態確認届を書くときの留意点

4. その他

- (1) 診断書問題
- (2) 認定日請求を遡及しておこなう場合